

01

提出期限・提出先

令和8年2月2日（月）までに、次の提出先へ必ず提出してください。

(なるべく早めのご提出をお願いいたします。)

【提出先】 〒591-8701

堺市北区百舌鳥赤畠町1丁3番地1（三国ヶ丘庁舎2階）

堺市 市税事務所 市民税課 特別徴収係 宛

※ 持参される場合は、各区 市税の窓口 でも受け付けています。

02

特別徴収の徹底

在職する従業員等（パート、アルバイト、役員等を含む。）の給与所得に対する個人住民税等（市民税・府民税・森林環境税）は、法令により特別徴収が義務付けられています。

普通徴収への切替理由に該当する方については、普通徴収切替理由書の添付が必要です。

添付がない場合は、特別徴収として扱います。

03

提出方法

1 エルタックス（地方税ポータルシステム）や光ディスク等による提出

令和6年に税務署に提出された源泉徴収票等の枚数が100枚以上であった場合は、給与支払報告書等をエルタックス（地方税ポータルシステム）等により提出する必要があります。

給与支払報告書等の提出は簡単・便利な電子申告をご利用ください！

エルタックス
eLTAX

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



2 書面による提出

① 堺市送付の堺市提出用給与支払報告書〔総括表〕の使用のお願い

1 2月初旬頃に、堺市から、前年度に給与支払報告書の提出があった給与支払者（エルタックス（地方税ポータルシステム）による提出があった給与支払者を除く。）宛てに、堺市提出用給与支払報告書〔総括表〕（以下「指定総括表」といいます。）を送付しています。

この指定総括表は、事務処理を迅速・正確に行うため、あらかじめ、名称・所在地・指定番号等を記載しています。**堺市へ書面により給与支払報告書をご提出いただく際には、**

この指定総括表をご使用いただきますよう、お願ひいたします。

やむを得ず、一般の総括表を使用される場合には、指定総括表を同封いただくか、総括表右上の「指定番号（給与支払者番号）」欄へ指定番号のご記入をお願いいたします。

② 堺市内の区ごとの仕分けは不要

堺市内の区ごとに分けず、堺市分としてまとめて提出をお願いします。

04

その他

給与所得者異動届出書について

給与支払報告書の提出後、4月1日までに退職等の理由により、特別徴収ができないとなった場合には、給与所得者異動届出書を4月15日までに提出してください。

異動届出書の記入方法等については、堺市ホームページをご覧ください。

給与所得者異動届出書のページはこちら

